

許可不要転用届

下記のとおり農地を転用したいので、関係書類を添えて届けます。

令和5年 8月 22日

宇城市農業委員会会長 様

直筆の場合は押印不要です。PC入力等の場合は押印してください。

住所 宇城市松橋町大野85

氏名 宇城 太郎

記

1 転用しようとする土地

所 在	地 番	地 目		実施面積(m ²)	所 有 者	摘 要
		台帳	現況			
宇城市松橋町大野字前田	123-45	畑	畑	400m ² の内4m ²	宇城 花子	

2 該当規定

- 農地法第4条第1項第2号、農地法第5条第1項第1号（国、又は県が道路、農業用排水施設その他の地域振興上の必要性が高いと認められる施設であって農林水産省令で定めるものの用に農地を供する場合。）
- 農地法第4条第1項第3号、農地法第5条第1項第2号（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の利用目的に農地を供する場合。）
- 農地法第4条第1項第6号、農地法第5条第1項第5号（土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合。）
- 農地法第4条第1項第8号、農地法第5条第1項第7号、農地法施行規則第29条第6号、同第53条第5号（地方公共団体（県を除く）が設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池その他で土地収用法第3条各号に掲げるものの敷地に農地を供する場合。）
- 農地法第4条第1項第8号、農地法施行規則第29条第1号（耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用増進のため（耕作用道路水路）又はその農地（潰れ地2アール未満）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設（堆肥舎・畜舎・農業用倉庫等）に供する場合。）
- 農地法第4条第1項第8号、農地法第5条第1項第7号、農地法施行規則第29条第13号、同第53条第11号（電気事業者の送電用等の電線架設施設、若しくはその為の道路・索道敷地に供する場合。）
- 農地法第4条第1項第8号、農地法第5条第1項第7号、農地法施行規則第29条第16号、同第53条第14号（認定電気通信事業者の通信用等の線路・空中線等、若しくは中継施設、又はその為の道路・索道敷地に供する場合。）
- その他（農地法第 条第 項第 号、農地法施行規則第 条第 号）

4 転用しようとする事由の詳細

通話エリア拡大のための●●携帯基地局新設のため。

5 その他参考事項

6 工期

令和5年7月1日 から 令和6年3月31日まで

(添付書類)

土地登記簿謄本、位置図、字図、配置・排水計画図、測量図（分筆をしない場合）、その他参考となる書類